

政務活動費使途公開法案

【地方自治法の改正】

<立法の背景・趣旨>

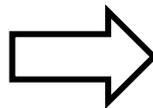
各地で政務活動費の不正使用に関する事例が生じている。

→ 収支報告書のインターネット等による公表及び収支報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保する必要がある。

- ①議長は、条例で定めるところにより、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- ②政務活動費を交付することとする場合においては、政務活動費に係る支出の適正を確保するため、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする。

現 行

- ・ 政務活動費の使途の透明性の確保については努力規定のみ
- ・ 政務活動費に係る収支報告書に関する協議の場について規定なし



改 正 法

- ・ 議長は、政務活動費に係る収支報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする
- ・ 提出された政務活動費に係る収支報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする